

高知県自治会館清掃業務委託仕様書

第 1 清掃箇所(室名)及び面積

別紙「高知県自治会館室名・面積一覧」による

第 2 清掃業務委託期間

令和 8 年 1 月 1 日から令和 10 年 12 月 31 日まで（3 年間）

第 3 清掃日時

区分	清掃日	作業等
日常清掃	土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く毎日	「第 4(2) 日常清掃」に定める清掃を行う。
週間清掃	月曜日から日曜日まで	「第 4(3) 週間清掃」に定める清掃を行う。
月間清掃	月の初日から末日まで	「第 4(4) 月間清掃」に定める清掃を行う。
年間清掃	4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日の間の土曜日、日曜日、祝日に行う。	「第 4(5) 年間清掃」に定める清掃を行う。

第 4 清掃方法

(1) 共通事項

- ①清掃業務の実施に当たっては、研修や会議等の業務に支障をきたさないよう留意して清掃業務を実施するとともに、火災、盗難など事故が発生しないよう注意する。
- ②清掃業務は静粛かつ丁寧に行い、建物・器物に損傷を与えないよう、また塵芥ならびに清掃用水など飛散させないように注意する。
- ③清掃業務従事者は清掃業務に専念し、必要以外の場所に立ち入り、または、みだりに書類の瞥見及び持ち出し等はもとより、知り得た業務内容を他に漏らしてはならない。
- ④清掃業務従事者は業務中は、社名入りの作業服と顔写真入り名札を着用する。
- ⑤清掃器具及び使用洗剤・ワックスは、清掃業務内容及び建築材料に最も適し、環境にやさしい資材を使用する。
- ⑥清掃業務の実施にあたり建物及び備品を損傷した場合は、直ちに定められた担当者まで連絡し、指示に従う。
- ⑦清掃業務に使用する機材ならびに洗剤・ワックスは、受託者の負担とする。